

課長	係長	係

規則第135号様式（その2）

自動車税減免申請書（身体障害者等用）									
年 月 日									
鹿児島県 長 殿									
申 請 者									
住 所									
氏 名									
電話番号									
鹿児島県条例第100条の9及び第106条の2第1項の規定により自動車税の減免を申請します。									
身体障害者等	住 所								
	氏 名								
	生年月日及び年齢	年 月 日 （ 歳）							
	手 帳 番 号	鹿児島県 （ 県） ・ 市 第 号							
	手 帳 交 付 年 月 日	年 月 日（再 年 月 日）							
	障 害 等 級 （ 障 害 の 程 度 ）	級	申請者との関係						
	障 害 名								
運 転 者	氏 名								
	生 年 月 日	年 月 日	身体障害者等との関係						
申 請 理 由		☐ 本人運転 ☐ 生計同一者運転 ☐ 常時介護者運転							
自 動 車 の 使 用 目 的		☐ 生業 ☐ 通院 ☐ 通学 ☐ 通所 ☐ 帰省							
減 免 を 受 け る 車	登 録 番 号				車 台 番 号				
	型 式				類別区分番号				
	登 録 年 月 日	年 月 日			初 度 登 録	年 月			
	所 有 者	氏 名							
		住 所							
使 用 者	氏 名								
	住 所								
減 免 を 受 け る 税 額	環 境 性 能 割	取得価額①	円						
		①のうち特別の仕様による製造又は装置の変更に要した経費②					円		
	種 別 割	税 額	円			減免申請額	円		
備 考									

※

環 境 性 能 割	取得価額 (課税標準額)		税 額 ③		特別の仕様による製造又は装置の変更に 要した費用として認定した額 ④		減免額 ⑤ (注1)		差引税額 (③－⑤) ⑥ 百円未満切捨て	
	円		円		円		円		円	
種 別 割	税 額 ⑦				減 免 額 ⑧			差引税額 (⑦－⑧) ⑨ 百円未満切り捨て		
	円				円			円		
身 障 手 帳 等 運 転 免 許 証 等 自 動 車 検 査 証 確 認 印		申 請		再申請 の場合	登 録 番 号		処 理 内 容		処 理 年 月 日	
		1 初 回			抹 消 ・ 移 転 そ の 他 ()		年 月 日			
		2 再申請								

注1 減免額の上限 (250万円＋④)×税率(2%又は3%)

2 次に掲げる書類を提示すること。

(1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳

(2) 身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード

(3) 減免の対象となる自動車の自動車検査証

3 減免の対象となる自動車が専ら身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために、当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者によって運転されるものであるときは、別紙付票を添付すること。

4 ②の欄に金額を記載した場合には、その明細が確認できる書類を添付すること。

5 ※欄は記載しないこと。

6 この様式は、軽自動車税環境性能割の減免申請をする場合に準用する。この場合において、「自動車税」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、「鹿児島県条例第100条の9及び第106条の2第1項の規定により」とあるのは「次のとおり」と、「環境性能割」とあるのは「軽自動車税環境性能割」と読み替えるものとする。